

2022.9.20

西条市障がい者自立支援協議会  
子ども部会研修

# 子どもたちの笑顔輝く 学びに向かって

西条市教育委員会 学校教育課  
西部ウイングサポートセンター  
青木 里美

# ☆今日のタイムテーブル☆

## ❁ 第1部

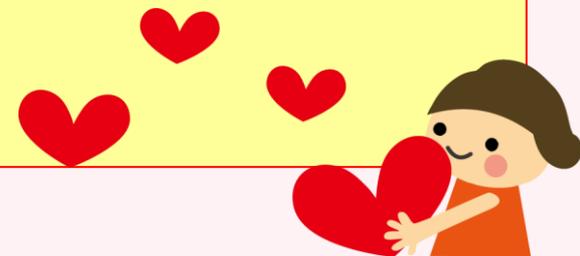
「小・中学校における、応援を必要とする子どもたちへの体制について」

## ❁ 第2部

「就学相談について」

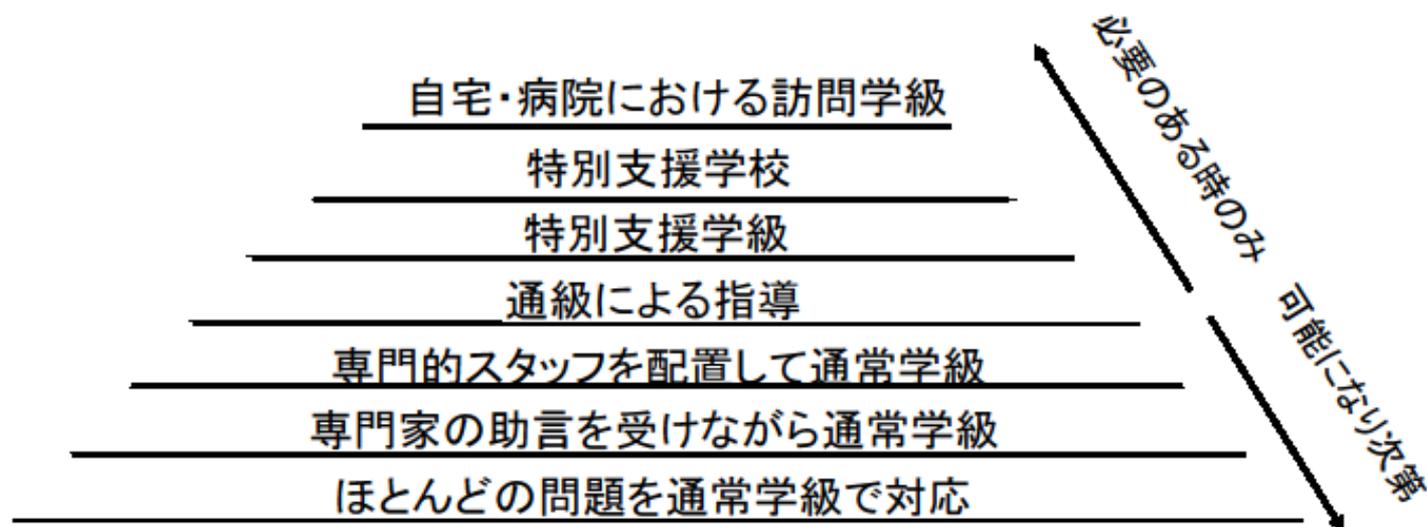
## ❁ 第3部

「就学相談や日々の相談で大切にしたいこと」



# 日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



# 就学相談とは・・・

- ❁ 本人に合った適切な支援の方法を検討する相談
- ❁ 本人に合う支援（質・量）を行うために、よりよい学びの場がどこかを検討する相談
- ❁ 学びの場を選択するかどうか判断するときには必須（退級も含む・通級指導教室利用時は別）
- ❁ 保護者・本人の思いを大切にする相談

困っている子が、安心して力を発揮できるようにするためにどうしたらよいかを考える相談！

決して子どもに障がいを押しつけるものでも、排除するものでもない！

# 就学相談・就学先決定の在り方について

## (1) 早期からの教育相談・支援

- ❁ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、**乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行う**ことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が**教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深める**ことにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について**合意形成を図っていく**ことが重要である。
- ❁ 乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を**医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立する**ことが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

## (2) 就学先決定の仕組み

- ❁ 早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、**その後の一貫した支援**についても助言を行う。
- ❁ 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの**児童生徒の発達**の程度、**適応**の状況等を勘案しながら**柔軟**に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ❁ 就学相談の初期の段階で、**就学先決定**についての**手続の流れ**や**就学先決定後も柔軟に転学**できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。

# 学びの場の形態

❁ 障がいのある子供の教育に関する基本的な方向性としては、障がいのある子供と障がいのない子供が、**可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべき**であるが、その場合には、

「それぞれの子供が、**授業内容が分かり**学習活動に**参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間**を過ごしつつ、**生きる力を身に付けていけるかどうか**」

これが最も本質的な視点であり、このことを踏まえた就学先となる学校や学びの場の選択となっているかどうかの確認も必要である。

# 多様な学びの場の役割

- ❁ 子どもたちの将来の健全な自立を促す**自立活動**
- ❁ 必ずしも全てを自分でできるようにすることを目指すのではない。自分で**「助けを求められる力」**を育てる。自分の**得意と苦手**の把握（メタ認知）
- ❁ 少人数で学習をするということだけではない。**本人に合った学習方法**を提供し、**より楽に安心して**できることを増やす。
- ❁ 交流の学級で学ぶときは、交流の先生に**本人に合った支援ツール**を提供する。
- ❁ 社会に出て行く子どもたち→**集団**の中でもうまくいく**適応力**をつける。

子ども理解の視点や  
支援方法を啓発する役目



# 日常の教育相談との違いは？

## 日常の教育相談

- ❁ 本人に適した指導・支援の方法を検討する。
- ❁ 必ず発達検査を勧めるわけではない。
- ❁ 発達検査を実施した場合それをもとに支援の方法を共通理解する。

## 就学相談

- ❁ 本人に適した指導・支援の方法及び**学びの場の選択**
- ❁ 発達検査を行う。
- ❁ 保護者と学校が書類を提出する。
- ❁ 発達検査の結果から支援の方法を共通理解する。
- ❁ 教育委支援委員会を経て保護者・学校に**判断結果が送付**される。



# 特別支援教育の対象の概念

## ～義務教育段階～



### 特別支援学校

学校教育法施行令第22条の3にある対象となる子どもに、**専門性のある手厚い応援**

を行う。

・上限6名の少人数指導

※担任が2名入ることが多い。

・子どもたち一人一人に合わせたカリキュラムを作成

※教科等は支援学校によって異なる

・交流及び共同学習として、地域の学校と交流する。

《種別》視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、  
肢体不自由、病弱

### 小中学校

#### 特別支援学級

《どんなところ?》  
通級指導教室の応援よりも、**よりたくさん本人に応じた応援**を行う。

・子どもたち一人一人の実態に合わせた、少人数の指導の時間と交流学習(集団)の時間のバランスを考えたカリキュラムを作成

・上限が8名の少人数指導

※市町によって特有利

・学校体制によっては、柔軟に個別の時間も検討可能

《種別》知的障がい、肢体不自由、  
病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がい

#### 通常の学級

- ・1学級40名が上限  
(小学1年生は35名)※市によって柔軟に
- ・少人数指導などのために加配  
教員を配置(全ての学校ではない)
- ・人数が少なくなると複式学級も
- ・支援員の加配は確約しかねる

#### 通級指導教室

《どんなところ?》  
通常の学級に在籍している子どもを対象に、集団の中の指導だけでなく**本人に応じた個別の応援**を行う

- ・週1時間～週8時間程度  
(※ 実際にはそこまで利用できない状況)
- ・個別指導、少人数のグループ学習
- ・LD、ADHDの子どもに対しては、指導の効果を考えて月1時間から

園や学校の先生に  
相談することから  
スタート！

# 西条市 就学相談から就学までの流れ

## 西条市教育支援委員会



担任  
保護者等  
気づき  
困り感

園・所・校内  
教育支援委員会  
就学相談申込の検討

保護者  
就学相談の同意

ウイングサポートセンターに連絡・申し込み・日程調整  
東部(0897)56-8114 西部(0898)68-1520

常時就学相談実施 (園・所・学校、保護者書類作成)

園や学校を訪問  
参観・実態把握

発達検査  
を実施

教育相談  
検査結果・支援方法  
就学に向けて

保護者の希望確認  
迷  
同意

市教育委員会  
判断結果等の通知  
※ 保護者・園・所・校へ

教育支援委員会  
実態把握・相談結果  
をもとに  
就学先や支援方法  
の検討・判断

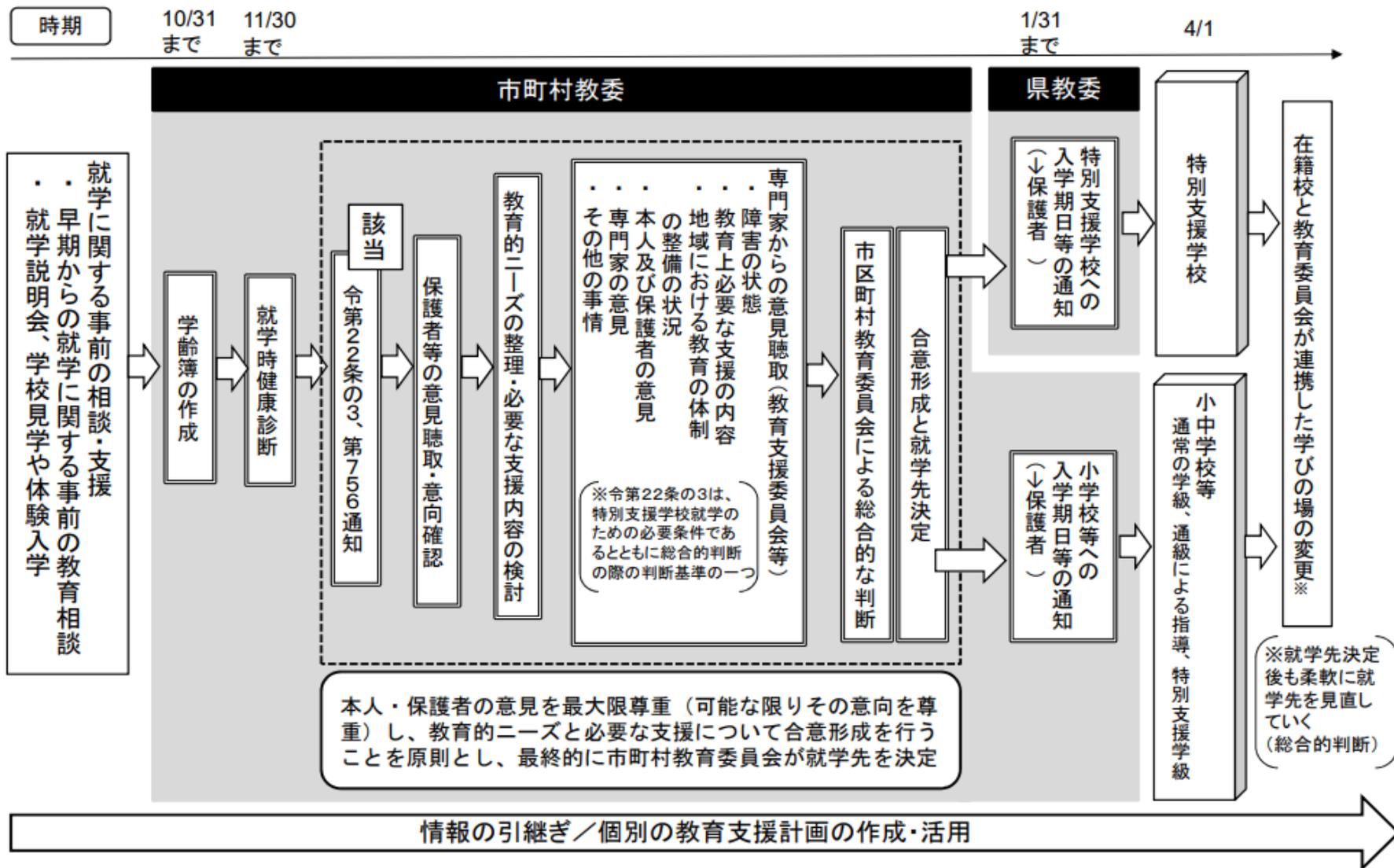
就学先の見学  
相談・ケース会など  
園・所・学校  
ウイングサポート  
センターなどに相談

就学先の決定  
通級指導教室利用 (入学後)  
特別支援学級入級  
特別支援学校入学  
申請書又は同意書を提出 (市→保護者→市)

少人数での手厚い応援には、お子様が安心して学校生活を送り、より力を発揮できるようにさまざまな種別があります。

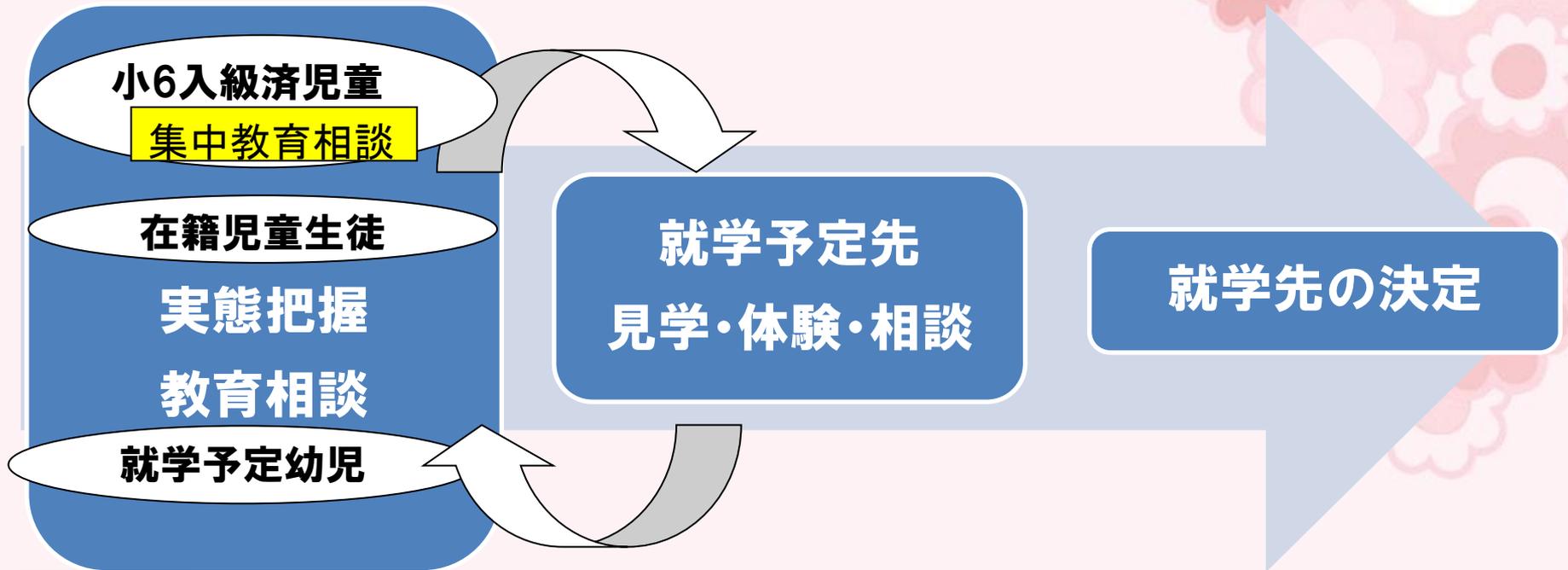
通級指導教室 (言語障がい、自閉症・情緒障がい、弱視・難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD) 肢体不自由、病弱・身体虚弱)  
特別支援学級 (知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視・難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がい)  
特別支援学校 (視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



# 西条市就学相談

年間計画 (令和4年度)



教育支援  
委員会

6/2、7/7、8/4・18、9/1・29、10/27、11/24

夏休み集中教育相談(小6)

## ウイングでの常時就学相談

支

教育支援委員会

- ※ 新入児・在籍児童・生徒の新年度入級のためには**11月**教育支援委員会までに
- ※ 特別支援学校への就学・転学は**10月**教育支援委員会までに
- ※ **支援学級新設**対象ケースは**8月**教育支援委員会までに

# 教育支援委員会とは・・・

- ❁ 就学相談で得た情報をもとに、支援方法を検討する中で、必要な支援の量や質を考え、適当だと思う学びの場を判断する。

(※決定するわけではない。あくまで、その会での判断)

- ❁ 教育支援委員

医師、福祉関係者、親の会の代表、  
幼・保・小・中・特別支援学校の教員、  
市教育委員会主幹

- ❁ 教育支援委員は教育委員会が任命

- ❁ 年8回実施（本年度の西条市は）



## 市教育委員会

判断結果等の通知

※ 保護者・園・所・校へ

## 保護者の希望確認

迷

## 就学先の見学 相談・ケース会

など

園・所・学校

ウイングサポート

センターなどに相談

※必要に応じて市教育委員会との教育相談

同意

## 就学先の決定

通級指導教室利用(入学後)

特別支援学級入級 を希望する場合は  
特別支援学校入学

申請書又は同意書を提出  
(市→保護者→市)

発達  
障がい

視覚  
障がい

聴覚  
障がい

知的  
障がい

病弱・  
身体虚  
弱

肢体不  
自由

言語  
障がい

家庭  
環境

国籍

不安・  
敏感

言葉の  
壁

緘黙

不器用

不登校

LGBT  
QIA+

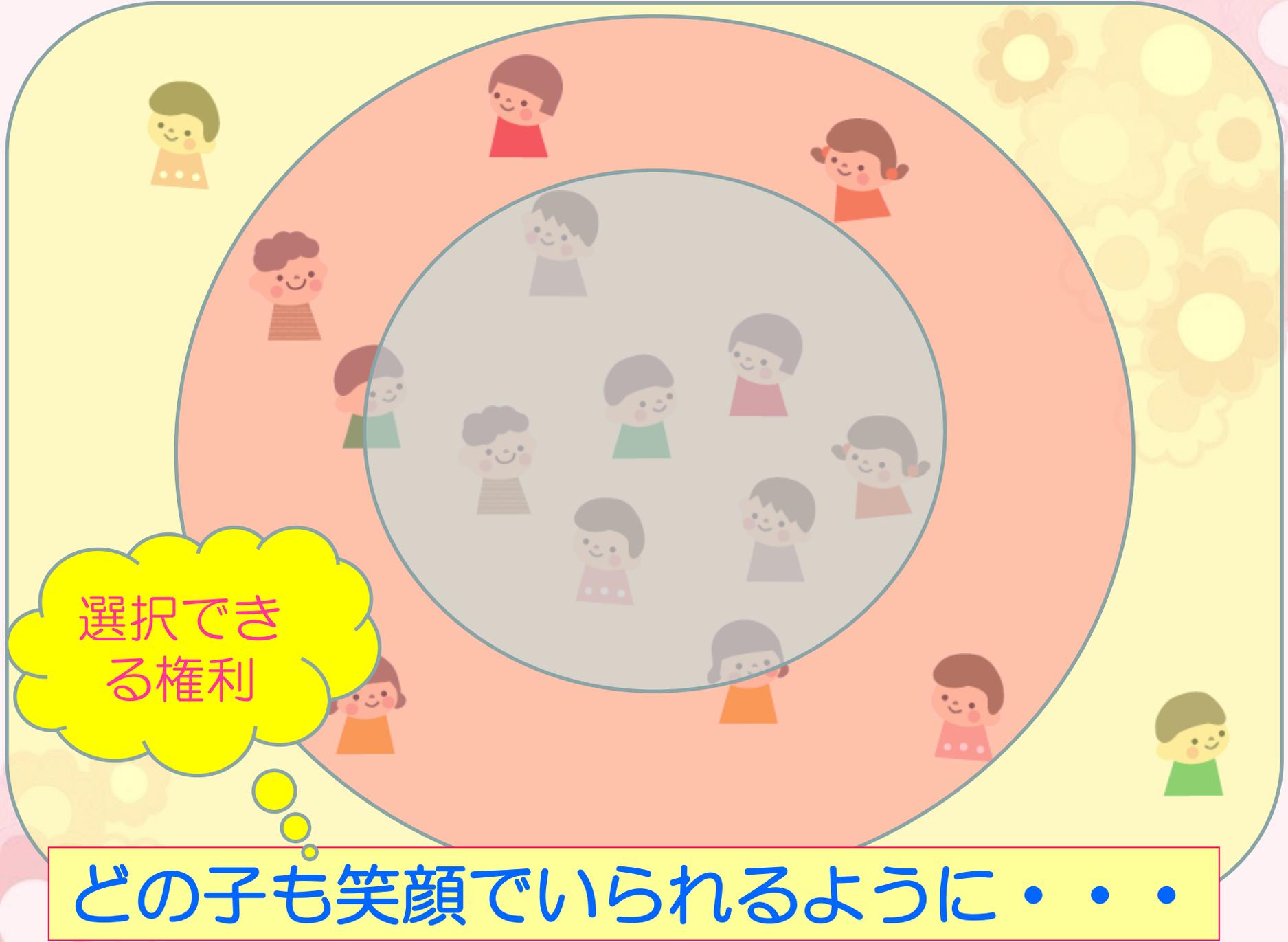
など…

授業の  
ユニバーサル  
デザイン化

全ての子が参加でき  
楽しく、分かる、できる授業  
子ども一人ひとりの学ぶ力が育つ授業

これをして尚難しい…

個別적인配慮や支援を受ける権利



選択できる権利

どの子ども笑顔でいられるように・・・



東部ウイングサポートセンター



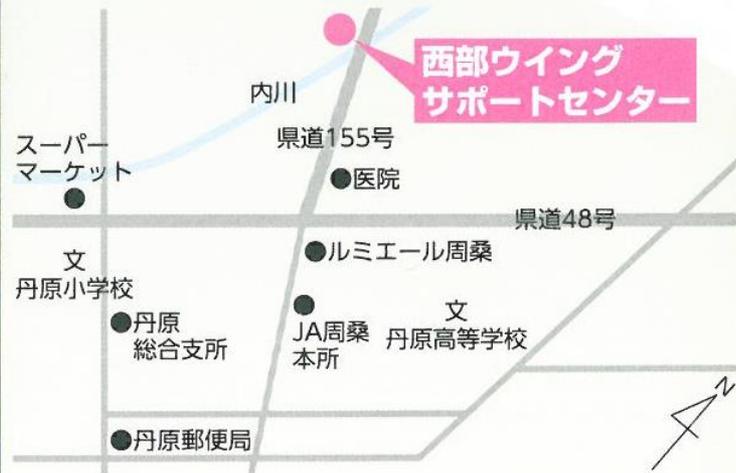
西部ウイングサポートセンター

【場所】東部ウイングサポートセンター



住所: 西条市大町 68 - 6  
 電話: 0897 - 56 - 8114 FAX: 0897 - 56 - 8186

【場所】西部ウイングサポートセンター



住所: 西条市丹原町池田 1561 - 3  
 電話: 0898 - 68 - 1520 FAX: 0898 - 68 - 1524

ご清聴ありがとうございました



ありがとう

